

## 別表（第4条関係）

## 県外派遣費補助金基準額

負担金交付 対象人員		大会要項により登録された人員。ただし、1校55名を限度とする。					
地区別 基準額 （一人 当たり）		都道府県名				児童	生徒
	1 ブ ロ ッ ク	北海道				42,000円	47,000円
	2 ブ ロ ッ ク	青森 宮城	秋田 新潟	山形 福島	岩手	37,000円	42,000円
	3 ブ ロ ッ ク	東京 栃木 長野 石川	神奈川 茨城 静岡 愛知	埼玉 群馬 富山 岐阜	千葉 山梨 福井 三重	32,000円	37,000円
	4 ブ ロ ッ ク	大阪 滋賀 山口 香川	兵庫 和歌山 鳥取 徳島	京都 岡山 島根 高知	奈良 広島 愛媛	27,000円	32,000円
	5 ブ ロ ッ ク	福岡 大分	佐賀 宮崎	長崎 鹿児島	熊本	22,000円	27,000円
楽 器 保 険 料		楽器数×100円					
楽 器 輸 送 料		1ブロックから4ブロック		楽器数×7,000円			
		5ブロック		楽器数×6,000円			
そ の 他		<p>(1) 第2条に該当し、負担金交付対象の基準を満たしていても、台風、地震等の天災等で大会開催地に出発する前に参加出来なくなった場合については、負担金交付対象外とする。</p> <p>(2) フェスティバル、交歓会等の行事参加については、上記項目で合算された金額の50%を負担する（文化的行事のみ）。</p> <p>(3) 要保護及び準要保護児童生徒の負担金については、地区別基準額に10,000円を加算した額を交付する。</p>					